

守山市立中洲小学校

# いじめ防止基本方針



令和6年4月1日

# 目次

はじめに .....
I 基本方針
(1) いじめ防止等に関する基本的な考え方
(2) いじめの定義とその解釈
(3) 法が規定するいじめの防止等への組織的対策
II いじめ防止等のための組織.....
◎ いじめ防止対策委員会
III 学校全体としての取組（学校の基本姿勢） .....
(1) 学校におけるいじめの防止の手立て
(2) いじめの未然防止
(3) いじめの早期発見のための措置
(4) いじめへの対処
(5) 家庭及び地域との連携
《家庭》
《地域》
(6) 関係機関との連携
(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
IV 重大事態への対処 .....
(1) 重大事態の意味について
(2) 調査を行うための組織
(3) 事実関係を明確にするための調査の実施
V 基本方針の見直し .....
VI いじめ防止等に向けての年間計画.....

# はじめに

中洲学区は、毎年の人口変化が少ない学区です。本校でも、児童の転出入がほとんどなく、子ども達は、固定したメンバーで6年間をいっしょに過ごすことになります。どの学年も1学級しかないため、クラス替えをすることがありません。他の学校に比べ友だちとの絆をより深めることができる環境ではあるのですが、何か大きなトラブルを生じたときは、解決まで長引く要因となることがあります。

いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つです。「いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうる」という認識のもと、「いじめを許さない」「いじめを見逃さない」を日々徹底し、「早期発見」「早期対応」に努めていかなければなりません。そのため、県・市・学校が連携して、いじめの未然防止のために全力で取り組むとともに、家庭や地域が連携しながら大切に子どもたちを育てていかなければなりません。

しかしながら、依然としていじめは憂慮すべき状況にあり、次代を担う子どもたちが、安全・安心な教育環境の中で「たくましく生きる力をはぐくむ」ために、すべての教師が、いじめの問題に対する基本認識を共有することが不可欠であります。いじめは命に係わる重大な人権侵害であり、絶対許される行為ではありません。教師が子どもにしっかり寄り添いながら、親身になって支えていくことが何より大切です。一人ひとりの教師が人権感覚をいつそう高め、子どものサインを見逃すことなく、兆候を見つけたら、迅速に対応していかなければなりません。そこで、いじめ防止等のための対策をより総合的かつ効果的に推進するために、「いじめ防止基本方針」を策定しました。

平成31年3月の「守山市いじめ防止基本方針」改訂の実施を受け、本校でもいじめ未然防止等のための対策をより総合的かつ効果的に推進するため、基本方針の改定を実施しました。「いじめ防止基本方針」の見直しと改訂を行い、いじめ問題へのより一層の理解と、いじめから子どもを守るために取り組みが推進され、子どもが生き生きとした生活が送れるよう充実を図っていきます。

## I 基本方針

### (1) いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであり、単に謝罪をもつて安易に解消することはできないという認識のもと、「子どもの目線」に立ったいじめの把握と学校における組織的かつ迅速な対応によりいじめを解消することが重要です。このためいじめの問題への対応は、学校だけでなく社会における重要課題の一つと認識し、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、社会総がかりで取り組むため、関係機関や地域と積極的に連携することが重要です。

全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。また、いじめの未然防止には、児童生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論すること等の児童生徒による主体的な活動が大切です。あわせて、児童生徒自身の力でいじめ問題を解決できるように支援していくことが重要です。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人ひとり

が、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起りうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であります。守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画の中でも、子どもの人権に関する施策として「いじめ防止」を掲げています。

## (2) いじめの定義とその解釈

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が、心身の苦痛を感じているものをいう。（『いじめ防止対策推進法』〈以下「法」という〉第2条より）

\*「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指します。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

いじめの定義の解釈として、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つこと（気持ちを重視すること）が必要です。

## (3) 法が規定するいじめの防止等への組織的対策

いじめ防止対策推進法が規定するいじめ防止等の組織に関する条文は次のとおりです。

### ① 基本方針の策定

国、地方公共団体、学校は、それぞれ「国の基本方針」「地方いじめ防止基本方針」「学校いじめ防止基本方針」を策定する。（第11条～13条）

※ 国、学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

### ② いじめの防止等のための組織等

ア 地方公共団体は、学校・教育委員会・児童相談所・法務局又は地方法務局・都道府県警察その他の関係者により構成される「いじめ問題対策連絡協議会」を置くことができる。（第14条第1項）

イ 教育委員会は、「いじめ問題対策連絡協議会」との連携の下に「地方いじめ防止基本方針」に基づく対策を実効的に行うため、「付属機関」を置くことができる。

（第14条第3項）

ウ 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成され

る「いじめの防止等の対策のための組織」を置くものとする。(第 22 条)

エ 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。(第 28 条)

オ 地方公共団体の長等は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「付属機関」を設けて調査を行う等の方法により、学校の設置者又は学校の調査の結果について調査を行うことができる。

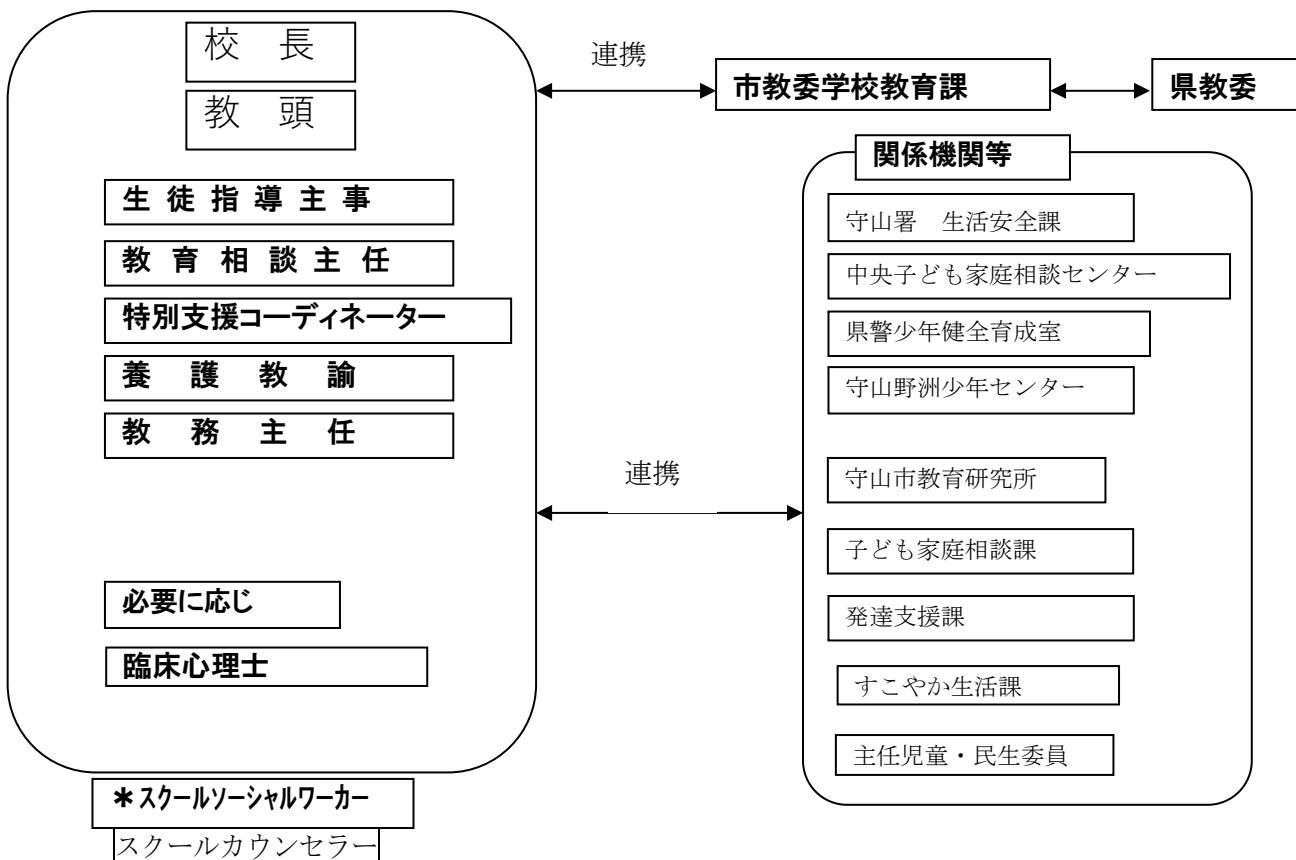
(第 29 条～第 32 条第 2 項)

## II いじめ防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた児童生徒の立場になって問題の解決に当たらなければなりません。そのためには、児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切です。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行います。

学校には、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織（いじめ防止対策委員会）を置き、その組織体制は、以下の組織図によります。この組織でいじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとします。

### ◎ いじめ防止対策委員会



### III 学校全体としての取組（学校の基本姿勢）

#### （1）学校におけるいじめの防止の手立て（法第15条関係）

##### ①いじめを許さない学校・学級づくり

本市は「いじめを許さない、見逃さない」宣言し、学級活動や児童会・生徒会活動等において、児童生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動や命の大切さを呼びかける活動等、児童生徒自身の主体的な活動を推進しています。本校においてもその考えに基づき教育活動を実践します。

##### ②命や人権を尊重する豊かな心の育成

社会性や規範意識、思いやり等の豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進します。また、児童生徒の自尊感情を高めるとともに、人権を尊重する実践的態度を身に付け、いじめや差別を許さない学校づくりのため、人権教育を推進します。加えて、生命や自然を大切にする心や、豊かな情操を養うため、自然や芸術に触れる体験教育を推進します。

##### ③保護者や地域への啓発活動

いじめの防止等のために、本市が保護者や地域にいじめの実態や、いじめ防止基本方針等の情報提供を行い、本校では、道徳科や学級活動等の授業参観を積極的に実施し、開かれた学校づくりを目指します。加えて、学年通信・学校通信・ホームページ等によるいじめの防止等の啓発活動を推進します。

##### ④教職員の意識・資質の向上

教職員に対し、教育活動や研修会等を通して、いじめを防止することの重要性に関する啓発を図り、「いじめは許さない」という教職員の固い意思を共通認識します。また、児童生徒の日常の変化を察する観察力の向上や、児童生徒との望ましい人間関係をつくる姿勢を大切にする等、教職員の意識・資質の向上に努めます。

校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組や、市教委の「いじめ対応マニュアル」をもとに、いじめの未然防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していきます。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、P D C Aサイクルを通して取組の充実を図っていきます。

#### （2）いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築し、たくましく生きる大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組みを推進します。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことや、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させるとともに、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく

認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養います。また、いじめの背景にある虐待や人間関係のトラブル等の要因に着目し、その改善を図り、それらの要因からくるストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要です。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要です。

また、あわせて、いじめの問題への取組みの重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組みを推進するための普及啓発を進めていきます。

### (3) いじめの早期発見のための措置

いじめは、迅速な対応が求められます。そのためには、全ての大人が連携して、子どもの些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取組にあたります。

#### ① 毎日の観察

授業中、休み時間や放課後等、子どもの様子を見守り、心身のささいな変化に気付くようにします。毎日、担任と子どもが思いを交換し合い、悩み等があれば、ゆっくり耳を傾ける教職員がいる学校づくりを目指す。

#### ② いじめアンケート調査の実施や教育相談体制の整備

いじめの早期発見のための、定期的ないじめアンケート調査（学期に1回以上）や教育相談を実施し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、との効果的な連携を行う。

#### ③ さまざまな電話相談窓口等の周知により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域・家庭・関係機関と連携して子どもを見守っていく。

### (4) いじめへの対処

児童生徒からいじめの相談を受けた場合、あるいは、いじめが確認された場合、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、速やかに法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」において対処します。この際、いじめを受けた児童生徒の立場に配慮しつつ、関連する児童生徒から事情を確認するとともに、

ア. スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師等外部専門家とも連携し、適切な支援に努める。

イ. 保護者や教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図る。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

① いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）継続していること。

② いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童生徒本人および保護者に対し、面談等により確認できていること。なお、いじめが解消している状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合

でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒および加害児童生徒を日常的に注意深く見守る必要がある。

#### (5) 家庭及び地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

##### 《家庭》

学校と保護者とが一体となった取組をするために、学校便りや、学年通信、学級通信等の情報発信に気をつけ、学校の情報を見逃さないように気を配ります。家庭においても、保護者に意識してもらえるように「家庭や地域でのいじめチェックシート」等を配布して、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取組を実施します。また、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる子ども達が抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図っていきます。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取組を進める。
- ③ P T Aの活動で「いじめ未然防止」等の研修会の充実を図る。

##### 《地域》

学校長の諮問機関である学校評議員会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進めます。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進めます。

また、主任児童委員を初めとして、民生委員、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取り組み等を通して、地域としての子どもへの関わりを深めていただきます。

- ① 学校評議員会への働きかけを進める。
- ② 地域へのいじめ防止等への周知を進める。
- ③ 地域の関係団体との連携を促進する。

#### (6) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要です。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきものについては、速やかに警察に相談することとし、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、警察に通報することとします。なお、こうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとります。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図る。
- ② 児童生徒への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関と連携する。

#### \*連携が考えられる関係機関

- ・守山警察署生活安全課
- ・県中央子ども家庭相談センター
- ・守山野洲少年センター
- ・発達支援課
- ・主任児童委員、民生・児童委員
- ・教育研究所
- ・こども家庭相談課
- ・すこやか生活課

#### (7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進（法第19条関係）

インターネットを通じて行われるいじめやスマートフォン等を利用したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という）防止等のための啓発活動

教職員、児童生徒、保護者に対して情報モラルに関する研修等を推進し、インターネットやスマートフォン等を利用して行われるいじめの現状や危険性について啓発に努めます。

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭および地域に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものです。またインターネット上のいじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る行為であることを理解させる取組を本市と同様に推進します。

## IV 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本市の基本方針および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」に沿って本校も適切に対応します。

学校は、重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、および当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

#### (1) 重大事態の意味について

重大事態とは、いじめにより次のような事態に陥ったことととらえています。

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
  - 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な障害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合、などである。
- ②「相当学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
  - 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手

手することが必要である。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたります。

## (2) 調査を行うための組織

学校が調査主体となる場合は、学校におけるいじめ防止対策のための組織を母体として、当該重大事態の性質に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の適切な専門家を加えたものをその組織とします。

## (3) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となつたいじめ行為について、以下①～⑤の客観的な事実関係を速やかに調査します。

- ① いつから（いつ頃から）であるか
- ② 誰から行われたか
- ③ どのような態様だったのか
- ④ いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係の問題点は何か
- ⑤ 学校教職員はどのように対応したか

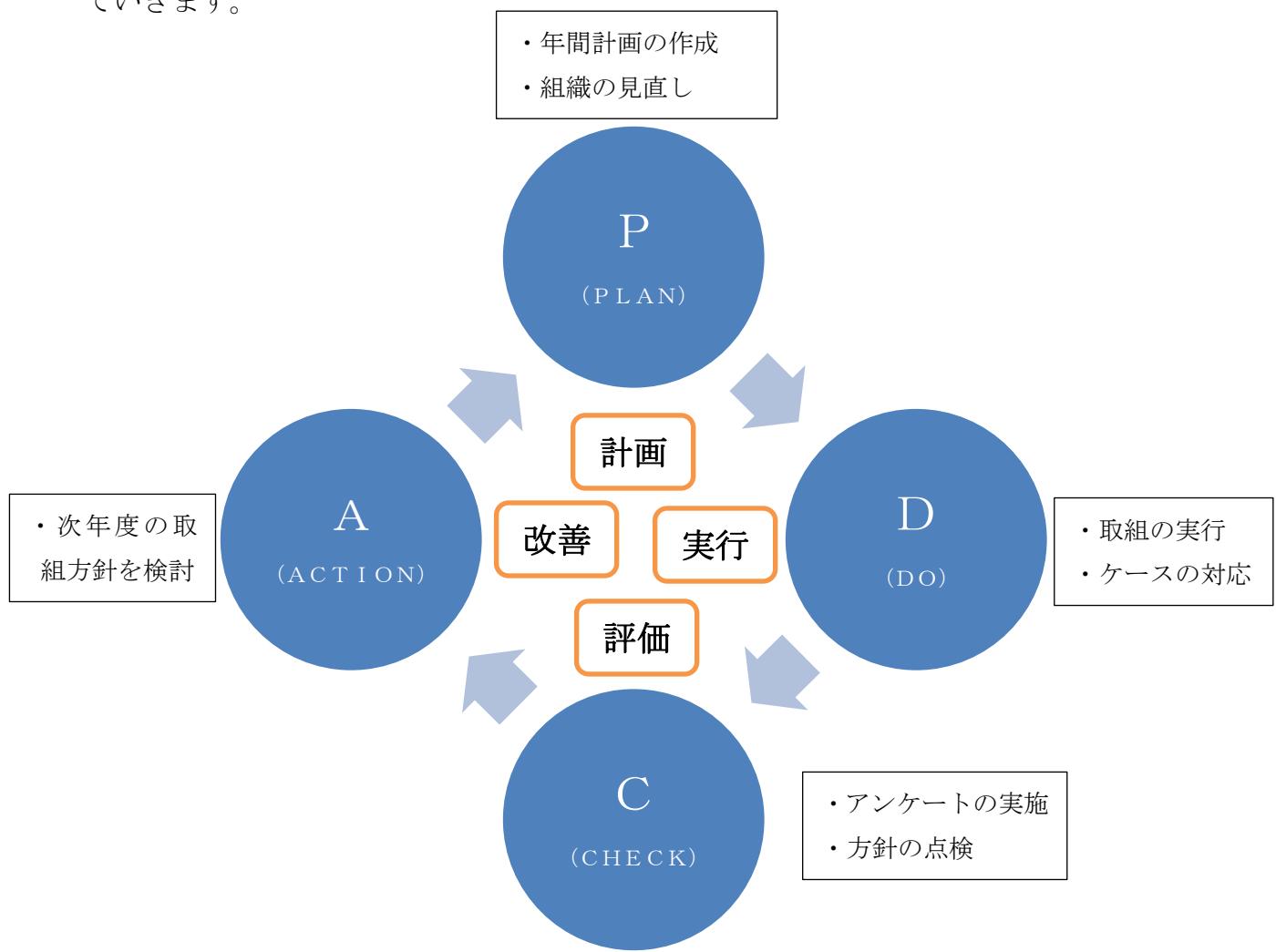
また、調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うものとします。この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとします。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしつかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとします。

学校は、守山市いじめ問題調査委員会等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組みます。

## V 基本方針の見直し

学校マネジメントサイクルに則り、随時基本方針は見直し、より実効性のあるものとしていきます。



## VI いじめ防止等に向けての年間計画

### 令和6年度「いじめ防止対策年間計画」(守山市立中洲小学校)

月	教職員・児童生徒の取組や活動	PTA・地域の取組や活動
4 月	<input type="checkbox"/> 生徒指導推進計画の作成と共に理解 <input type="checkbox"/> 通学路の安全点検 ○地区別児童会 <input type="checkbox"/> 生活目標の重点化と共に理解 <input type="checkbox"/> 学習公開 ■いじめ防止対策委員会 <input type="checkbox"/> 1年生交通安全教室 ■保護者への学校教育方針説明（校長）	△PTA 総会 △学級懇談会
5 月	■個別懇談 <input type="checkbox"/> 交通安全教室（歩行・自転車）	
6 月	■保護者・児童へのいじめ調査の実施 ■いじめチェックリストによるいじめチェックの実施 ■子どもと語る会（おしゃべりタイム①） <input type="checkbox"/> 学習公開	△学校評議員会 △民生委員・主任児童委員懇談会

	■いじめ防止対策委員会	
7 月	□生活目標実践化の評価 □夏季休業中の生活指導 ○地区別児童会 ■個別懇談会（7月末・希望者）	△心と心をつなぐあいさつ運動
8 月	□生徒指導研修会 □人権研修会	△市人権同和大会参加 ▲愛校活動
9 月		△運動会準備
10 月	■保護者・児童へのいじめ調査の実施 ■いじめチェックリストによるいじめチェック ■子どもと語る会（おしゃべりタイム②） ■学習公開（運動会） ・4年やまのこ	△運動会
11 月	■いじめ防止対策委員会（必要があれば） □学習公開 ・6年修学旅行	△心と心をつなぐあいさつ運動 △みんなで歌おう in 中州 ▲PTA人権講演会 △民生委員・主任児童委員懇談会
12 月	●人権集会（委員会、各学年の取り組み） ○マラソン大会 ■個別懇談会（学期末・全員）	□学習参観（○マラソン大会）
1 月	□学校評議会議 ・5年FS	△□学校保健安全委員会
2 月	■保護者・児童へのいじめ調査の実施 ■いじめチェックリストによるいじめチェック	△学校評議委員会 △民生委員・主任児童委員懇談会
3 月	○地区別児童会 ○卒業を祝う会 □学習公開	△PTA総会
年 間 を 通 し て	■子どもを語る会 ■人権放送（月1回） ■○毎朝の声かけ（放送委員会の活用） ○「4つのあ」啓発運動（6年生を中心に） ■校内委員会 ■市教委への報告（月報） □メタセコイア下校（年5回・下校指導等） ●高学年委員会活動による呼びかけや学年間交流 ●各学級における学級会活動（話し合い・実践） ○フロア集会（隔月）	◇スクールガードによる見取り ◇各地区の立ち番

□：教職員の取組や活動 ○：児童生徒の取組や活動 △：PTAの取組や活動 ◇：地域の取組や活動

(特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付ける)